「宇美町人材育成基本方針」～宇美町職員の人材育成について～

宇美町では、まちづくりの基本理念とその実現に向けた施策を示した「宇美町第5次総合計画」に沿って、現在様々な取組を行っています。今回は、宇美町職員の人材育成に関する取組の基本方針についてご説明します。

「宇美町人材育成基本方針」は、従来の制度や慣行にとらわれず、柔軟な発想と住民目線をもって積極果敢に『挑戦』する職員である『人財』を育成することを目的として定めたものです。

◇目指す職員像として

時代の求める自治体職員としての資質を備え、見つける（気づくべき）課題や創る（挑戦の過程において解決すべき）課題を明確に追及し、極力時間をかけず、的確、確実に対応でき、積極的に成果を挙げることができる『人財』を育成します。

◇職員育成の基本方策

①チャレンジ精神を持つ職員の育成

職員のチャレンジ精神を活かし、持てる能力を発揮できる適材適所の配置や挑戦意識を触発し、ヤル気、元気のある新たな人材発掘に一層取り組みます。

②マネジメント体質をもった職員の育成

目標による管理を行うことにより、「見つける課題」や「創る課題」に対応できる人材を育て、先例踏襲型から「躍進目標」や「前進目標」といったより高く住民目線に立った目標達成型の職員の育成や組織の活性化に努めます。

③次代に対応できる職員の育成

計画的に異なる政策領域や分野を経験させるジョブローテーションを考え、能力育成期（育てる）、能力拡充期（深める）、能力発揮期（活かす）に応じた経歴管理を行うとともに、成果を挙げるための自律的行動力と高度な専門性を有するプロ人材の育成に努めます。

宇美町職員人材育成基本方針フロー図

目標：総合計画の実現による住民の福祉向上

職員の『人財』育成　**【目指す職員像】**

職員は一人ひとり行政マイスター

1 時代の求める自治体職員としての資質を備える
2 見つける課題や創る課題を明確に定め、解決策を追求する
3 極力時間をかけない
4 的確、確実に対応する
5 積極的に成果を挙げる

具体的な取り組み方針

チャレンジシート
チャレンジ精神をもつ職員を育成
●適材適所の配置
●新たな人材発掘

目標による管理
マネジメント体質をもった職員の育成
●ＰＤＣＡサイクルの実施
●職員の挑戦と成果志向の推進

計画的なジョブローテーション
時代に対応できる職員の育成
●適正な経歴管理
●自律的行動力と高度な専門性を有する人材の育成

人事評価システムの確立と育成
●組織的な人材育成に主眼を置いた「能力開発型人事評価システム」の確立
●勤務実績や能力、適性等を適切に評価
●部下指導や研修などを職員の能力開発や意欲の高揚へ向けて積極的に活用

職場環境づくり
●自己研鑽に努めるとともに、職員同士が共に啓発しあう職場環境づくり
●職員が持てる能力を最大限発揮でき、さらに一人ひとりの意欲と職務能力の向上が図られるような職場環境づくり

宇美町の行政評価については、うみ・みらい館（図書館）、うみハピネス、総合政策経営課又は宇美町ホームページ（http://www.town.umi.lg.jp/）にてご覧いただけます。

【問い合わせ】総合政策経営課　TEL934-2247

国民年金保険料の後納制度（納期限の延長）が始まります

国民年金制度は、20歳から60歳に到達するまでの40年の間に国民年金保険料を納めていただくことで満額の老齢基礎年金を受給することができます。しかしながら、保険料を納められなかった期間がある場合や資格取得などの届出忘れにより国民年金の資格期間がない場合には、将来の年金受給額が少なくなったり、年金そのものが受給できなくなったりしてしまうこと（保険料納付や免除等の合計が25年〔300月〕未満の場合）があります。

このような事態を避けるために、昨年、法律が改正され、10月1日（月）から、国民年金保険料の納めることができる期間が過去2年から10年に延長となる後納制度が始まります。

具体的には、平成14年10月分以降の納められなかった保険料を納めることができるようになります。

※既に老齢基礎年金の受給権をお持ちの方は、納めることができませんので、ご注意願います。

なお、後納保険料を納付するためには事前にお申し込みいただき審査させていただくことになります。審査の結果によっては、後納制度による納付をご利用いただけない場合があります。詳しくは、下記「国民年金保険料専用ダイヤル」又はお近くの年金事務所へお問い合わせください。

※後納保険料を納付できる期間は、平成24年10月1日～平成27年9月30日の3年間です。

【問い合わせ】

・国民年金保険料専用ダイヤル
TEL0570-011-050
（050または070から始まる電話でおかけになる場合）
TEL03-6731-2015
■受付時間
月～金曜日　8時半～17時15分
第2土曜日　9時半～16時
※月曜日（月曜日が休日の場合は火曜日）は19時まで延長。
※祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。
※「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番をつけて間違い電話になっているケースが発生していますので、おかけ間違いにはご注意ください。

・東福岡年金事務所
TEL651-7967
■受付時間
平日8時半～17時15分

【この記事に関するお問い合わせ】
住民課国保年金係
TEL934-2241

講座のご案内

FUKUOKA 協きょうどう働 POWER

平成24年度 福岡県協働力向上セミナー

”協働“を学んでステップアップ！

多様化する地域課題を解決するために「地域」「行政」「企業」が一体となる取組が求められています。今回、その手法としての《協働》というスタイルを学ぶ無料講座を開講します。「協働」にはいろんなスタイルがあります！だからこそ、地域の皆様のアイディアや経験が活かせます！「こんなサービスあったらいいのにな」という想いを「行政」や「企業」と一緒に実現する活動「協働事業」について学んでみませんか？

9月18日（火）
◆時間　19時～21時
◆場所　宇美町役場　2階大会議室
「地域ビジネスの基礎を知ろう」

9月20日（木）
◆時間　19時～21時
◆場所　地域交流センター　2階多目的ホール
「協働とは。協働事業に必要な団体運営力」

9月25日（火）
◆時間　19時～21時
◆場所　地域交流センター　2階多目的ホール
「協働に必要な『人間力』と『企画書力』を身につけよう」

9月27日（木）
◆時間　19時～21時
◆場所　地域交流センター　2階多目的ホール
「協働パートナーを理解しよう《グループワーク》」

9月29日（土）
◆時間　13時～17時
◆場所　地域交流センター　2階多目的ホール
「協働の可能性がある企業とは」
「地域の課題の見つけ方。協働に必要な条件とは」

※セミナーのカリキュラムは変更となる場合があります。

☆こんな方におススメです☆
地域ビジネスを始めたい！
退職後、キャリアや経験を活かしたい！
CSR（企業の社会的責任:Corporate Social Responsibility）として地域と「協働」したい！

《全5回》
定員25名
無料講座

●申込・問い合わせ…NPO法人えふネット福岡（運営事務局）E-mail：sbcb@fnet-fukuoka.net
●申込方法…WEB、FAX、E-mailのいずれかでお申し込みください。
詳しくはNPO法人えふネット福岡ホームページ＜http://fnet-fukuoka.net/＞をご覧ください。
なお、申込チラシは役場総合案内、共働のまちづくり課窓口他、町内各公共施設に用意しています。
配布場所については、共働のまちづくり課（TEL934-2370）までお問い合わせください。